新潟市は，「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 117 号）第 5 条第 3 項に則り，平成 18 年 5 月 12 日に，新潟市新焼却場施設整備・運営事業（仮称）の実施方針を公表しましたが，このたび，事業スケジュール及び民間事業者の募集，選定のスケジュール等を変更したため，同法第 5 条 4 項に則り，実施方針（変更版）として公表します。

平成 18 年 8 月 22 日

新潟市長　篠田　昭

新潟市新焼却場施設整備・運営事業（仮称）　実施方針（変更版）

新潟市（以下「市」という。）は，新潟市新焼却場施設整備・運営事業（仮称）（以下「本事業」という。）を「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 117 号。以下「PFI 法」という。）に則り，DBO（Design：設計，Build：施工，Operate：運営）方式により実施することとします。本実施方針は，PFI 法に則り，特定事業の選定及び特定事業を実施する民間事業者の選定を行うに当たり，本事業に対する市の方針を定めるものです。

新潟市新焼却場施設整備・運営事業（仮称）　実施方針（変更版）

－　目　次　－

Ⅰ．特定事業の選定に関する事項 5
１．事業内容 5
２．特定事業の選定 7
３．民間事業者が実施する業務の範囲 7
４．市が実施する業務の範囲 9
Ⅱ．民間事業者の募集及び選定に関する事項 10
１．募集及び選定スケジュール（予定） 10
２．応募者の参加資格要件 10
３．民間事業者の審査及び選定 13
４．応募に係る提出書類 16
５．落札後の手続き 16
６．著作権 16
７．費用負担 17
Ⅲ．民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項 ..17
１．想定されるサービスの水準・仕様 17
２．想定されるリスク及び分担 17
３．市による事業の実施状況の監視 17
Ⅳ．公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項 18
１．施設の立地条件 18
Ⅴ．事業計画又は協定の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項 19
Ⅵ．事業の継続が困難になった場合における措置に関する事項 19
Ⅶ．法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項 20
１．法制上及び税制上の優遇措置等に関する事項 20
２．財政上及び金融上の支援等に関する事項 20
３．その他の支援に関する事項 20
Ⅷ．その他特定事業の実施に関し必要な事項 20
１．議会の議決 20
２．実施方針に関する問い合わせ先 20

本実施方針（変更版）で用いる用語を以下のとおり定義します。

本事業	：搬入される一般廃棄物等を安定的かつ経済的に処理するとともに，焼却廃熱を利用して発電及び熱供給を行い，環境負荷の低減を図ることを目的とし，焼却施設を設計・施工・運営する「新潟市新焼却場施設整備・運営事業（仮称）」をいう。
本施設	：本事業において整備を予定している新潟市新焼却場をいう。
中間処理施設	：市が所有する一般廃棄物の中間処理施設及び市が一般廃棄物の処理を委託する民間の中間処理施設をいう。
一般廃棄物等	：市内から排出され，本施設に搬入される燃えるごみ（収集ごみ），可燃ごみ（直接搬入ごみ），各中間処理施設から排出される選別可燃残渣をいう。
破砕施設	：本施設に隣接する「新田清掃センター破砕施設」をいう。
余熱利用施設	：本施設に隣接する「新潟市ふれあい健康センター（通称：アクアパークにいがた）」をいう。
民間事業者	：本事業の実施に際して，市と特定事業契約を締結し，本事業を実施する者をいう。
設計・施工業務	：本施設の設計・施工に係る業務をいう。
運営業務	：本施設の運営業務に係る業務であり，運転業務，維持管理業務（機能維持のための点検整備・補修・設備更新を含む。），清掃業務，保安警備業務，環境管理業務等からなる。
建設請負事業者	：民間事業者のうち，本施設の設計・施工業務を担当する者をいう。
運営事業者	：民間事業者が本施設の運営業務のために設立する特別目的会社をいう。
応募者	：本事業の入札に参加する企業もしくは企業グループをいう。
応募企業	：本事業の入札に単独の企業で参加する場合において，本事業を実施する企業のうち，特別目的会社に出資する企業をいう。
構成員	：本事業の入札に複数の企業で参加する場合において，応募者を構成する企業のうち，特別目的会社に出資するそれぞれの企業をいう。
協力企業	：本事業を実施する企業のうち，特別目的会社に出資しない企業をいう。
代表企業	：単独の企業で参加する場合には，応募企業を指し，企業グループで参加する場合には，構成員から選出され，応募手続等を行う企業をいう。
運営費	：本施設の運営業務の対価として，市が運営事業者に支払う費用をいう。
プラント	：本施設のうち，一般廃棄物等を焼却・溶融処理するために必要な全ての機械設備，電気設備，計装制御設備等をいう。
建築物	：本施設のうち，プラントを除く施設，設備をいう。
選定委員会	：PFI 法に基づき，本事業の実施に際して必要となる事項の検討，及び

提案審査を行う目的で，市が設置する学識経験者及び市職員で構成される組織をいう。

募集要項　：本事業の入札公告に際して配布する入札説明書，要求水準書，契約書案，事業者選定基準書などの資料であり，本事業に関する要求水準，契約条件，民間事業者の選定基準等の基本条件を示す資料をいう。

代替処理費用　：本施設の停止時に、一般廃棄物等を他の処理施設で処理するために要する費用をいう。

Ⅰ．特定事業の選定に関する事項

１．事業内容

（１）事業名

新潟市新焼却場施設整備・運営事業（仮称）

（２）対象となる公共施設等の種類

施設の種類	廃棄物処理施設
立地場所	新潟市笠木 3644 番地 1（新田清掃センター内）
施設概要	市内から排出される燃えるごみ（収集ごみ），可燃ごみ（直接搬入ごみ），中間処理施設から排出される選別可燃残渣（以下，これらを総称して「処理対象物」という。）を受け入れ，燃焼・溶融処理を行い，余熱によるエネルギーの有効活用を図る施設
施設規模等	360ｔ/日（120ｔ/日×3 炉）（24 時間連続稼動）
処理方式	ストーカ炉＋灰溶融（電気式），ガス化溶融炉（流動床式），ガス化溶融炉（シャフト式）のいずれか
供用開始	平成 24 年 4 月（予定）

（３）公共施設等の管理者等

新潟市長　篠田　昭

（４）事業目的

本事業は，搬入される一般廃棄物等を安定的かつ経済的に処理するとともに，焼却廃熱を利用して発電及び熱供給を行い，環境負荷の低減を図ることを目的とします。

（５）事業概要

本事業における施設の整備は DBO（Design：設計，Build：施工，Operate：運営）方式により実施します。

事業者として選定された企業又は企業グループ（以下「民間事業者」という。）は単独又は特別共同企業体を設立し，ごみ焼却施設（以下「本施設」という。）の設計・施工（以下「設計・施工業務」という。）を行います。

さらに，民間事業者は，特別目的会社を設立し，20 年間の運営期間にわたって，本施設の運営に係る業務（以下「運営業務」という。）を行うものとします。（詳細は「３．民間事業者が実施する業務の範囲」を参照）

なお、市は、本施設を 30 年間にわたって使用する予定であり、民間事業者は、30 年間

の使用を前提として設計・施工及び運営を行うこととします。

市は，本施設の建設及び運営に係る資金を調達し，本施設を所有するものとします。

①事業期間

事業期間は，次の通りとします。

・建設期間：契約締結（平成 20 年 6 月予定）から平成 24 年 3 月末までの約 3 年 9 ヶ月間

・運営期間：平成 24 年 4 月から平成 44 年 3 月までの 20 年間

②契約の形態

市は，民間事業者に設計・施工業務及び運営業務を一括で委託し，もしくは請け負わせるために，本事業に係る基本契約（以下「基本契約」という。）を民間事業者と締結します。

また，市は基本契約に基づき，民間事業者のうち本施設の設計・施工業務を担当する者（以下「建設請負事業者」という。）と，本事業に係る建設工事請負契約（以下「建設請負契約」という。）を締結します。

さらに，市は基本契約に基づき，民間事業者が運営業務のために設立する特別目的会社（以下「運営事業者」という。）と，本事業に係る運営委託契約を締結します。（基本契約，建設請負契約，運営委託契約の 3 つの契約をまとめて，以下「特定事業契約」という。）

（6）関係法令等の遵守

民間事業者は，本事業を行うに当たって，必要とされる関係法令等を遵守することとします。

（7）事業スケジュール（予定）

本事業に関する主要なスケジュールは，以下を予定しています。

① 実施方針の公表	平成 18 年　5 月
② 実施方針（変更版）の公表	平成 18 年　8 月
③ 特定事業の選定の公表	平成 19 年　1 月
④ 入札公告	平成 19 年 10 月
⑤ 民間事業者の決定	平成 20 年　2 月
⑥ 特別目的会社の設立	決定後すみやかに
⑦ 契約詳細の詰め	平成 20 年　3 月以降
⑧ 仮契約の締結	平成 20 年　5 月
⑨ 特定事業契約の締結	平成 20 年　6 月

⑩ 建設工事着手	平成 20 年　7 月
⑪ 施設の完工及び引渡	平成 24 年　3 月末
⑫ 供用開始	平成 24 年　4 月 1 日
⑬ 契約終了	平成 44 年　3 月末日

２．特定事業の選定

以下の考え方・手順に従い，PFI 法に則り本事業を特定事業として選定することとします。

（1）選定の考え方

次の 2 点を満たす場合，本事業を特定事業として選定します。

① 民間事業者に支払う設計・施工業務の対価（以下「建設費」という。）及び運営業務の対価（以下「運営費」という。）を含め，事業期間全体における市の費用の総額について定量的評価（事業期間における公共財政負担の評価）を行い，市が自ら実施する場合と比較して公共財政負担の削減が見込めること。

② 事業期間全体における事業責任分担及び公共サービスの水準について定性的評価を行い，市が自ら実施する場合と比較して公共のリスクの低減及び公共サービス等水準の維持ないし向上が見込めること。

（2）選定手順

次の手順により客観的評価を行い，評価の結果は公表します。

① 定量的評価の実施
・事業期間全体における市の費用の総額（建設費，運営費等）の評価

② 定性的評価の実施
・民間事業者に移転されるリスクの評価
・公共サービス等水準の評価

③ ①，②の評価に基づき本事業を特定事業として選定します。

④ 評価の結果を公表します。

３．民間事業者が実施する業務の範囲

民間事業者が実施する主な業務は，次のとおりとします。

（1）事前業務

落札者の決定後すみやかに，民間事業者は特別目的会社を設立するものとします。また，

本事業を行うために必要な許認可の取得を行うものとします。

（2）設計・施工業務

建設請負事業者は，市と締結する建設請負契約に基づき，本施設の設計・施工業務を行います。

施工については，土木及び外構工事，建築物及び建築設備工事，機械設備工事，電気計装設備工事，配管工事及びその他の関連工事を行います。なお，施工範囲には，本施設から破砕施設，余熱利用施設への電力供給設備工事及び熱供給設備工事，破砕施設から本施設への破砕可燃残渣の搬入設備工事，本施設と破砕施設の間の見学者通路設置工事，破砕施設の管理事務室増設工事，特別高圧変電所改造工事など既存施設に係る工事を含むものとし，詳細は今後公表する募集要項に示すこととします。

さらに，本施設の建設等に伴って発生する建設廃棄物等の処理・処分及びその他の関連業務，手続関連業務，本施設の試運転及び引渡性能試験を行うこととします。

（3）運営業務

- 運営事業者は，市と締結する運営委託契約に基づき，処理対象物を計量し，受け入れ，料金徴収を行い，募集要項に規定する要求水準を満足する適正な処理を行います。なお，その際に，本施設の運営業務として運転業務，維持管理業務（機能維持のための点検整備・補修・設備更新を含む。），清掃業務，保安警備業務，環境管理業務等を行います。
- 運営事業者は，集じん器，ボイラー及びその他排ガス処理系統に付着・たい積した灰（以下「飛灰」という。）並びに溶融不適物などの一般廃棄物等の発生量を抑制することとします。本施設外で処理する必要のある一般廃棄物等については，運営事業者が貯留設備に搬入・貯留した上で，市が指定する場所まで運搬し，市は運搬された当該廃棄物等を処理します。
- 運営事業者は，破砕施設及び余熱利用施設に運営期間を通じて安定した電力を供給するために，電気事業者と電力供給に係る契約を締結します。当該契約に関わる費用は運営事業者が負担することとします。
- 運営事業者は，処理に伴って発生する余熱を利用して発電を行い，本施設の所内での利用，自らないしは市が認める事業者をもって行う破砕施設及び余熱利用施設への供給，電気事業者への売電を行うことができます。なお，売電収入及び新エネルギー等電気相当量（以下「RPS 証書」という。）の販売に関わる収入は，運営事業者に帰属するものとします。
- 運営事業者は，本施設の所内並びに破砕施設及び余熱利用施設に蒸気を供給することとします。
- 運営事業者は，本施設の見学希望者等について，市と連携して適切な対応を行うこ

ととします。

- 処理に伴い発生するスラグ，メタル等について，民間事業者は応募段階で有効利用が可能な量を提案し，その量を引き取ることとします。なお，有効利用ができない量については市が引き取り，運営事業者は市に処分費を支払うものとします。

（4）業務終了時の引継業務

市は，事業期間終了後も本施設を継続して利用する予定です。したがって，本施設の解体除去は本事業の範囲には含まれません。

市は，事業期間終了の 5 年前から事業期間終了後の本施設の運営方法について検討し，本施設のプラントの設計・施工を行う企業及び運営事業者は市の検討に協力するものとします。また，事業期間終了後の市又は市が指定する第三者による業務の引継ぎを可能とするため，建設請負事業者又は運営事業者は以下の業務等を行うものとします。

- 本施設の運転，維持管理に必要な以下の書類等の整備，提出
  （図面，維持管理履歴，トラブル履歴，取扱説明書，調達方法，財務諸表）
- 市ないしは市が指定する第三者への引継ぎ業務
- 本施設の維持管理計画の立案，市との協議等，必要な協力の実施
- 本施設の機能検査

４．市が実施する業務の範囲

市が実施する主な業務は，次のとおりとします。

（1）用地の準備

本事業を実施するための用地は，市において確保済みです。

（2）処理対象物の搬入

市は，分別に関する指導等の啓発活動を行うとともに，処理対象物の搬入を行います。

（3）本事業のモニタリング

市は，設計・施工段階において，設計・工事監理を行います。また，運営段階において，本事業の実施状況の監視を行います。

（4）施設見学者への対応

市は，本施設の見学を希望する者について，運営事業者と連携して適切な対応を行います。

（5）建設費及び運営費の支払い

市は，新潟市財務規則等に基づき，建設費を建設請負事業者へ，運営費を運営期間にわたって運営事業者に支払います。

（6）その他

市は，本施設の設計・施工に係る廃棄物処理施設整備費国庫補助金または循環型社会形成推進交付金の申請手続等を含む行政手続等の対応を行います。民間事業者は，当該行政手続等について，必要資料の作成等の協力を行います。

II．民間事業者の募集及び選定に関する事項

1．募集及び選定スケジュール（予定）

本事業は，民間事業者が募集要項に規定する事業に参画するに足る資格を有しており，かつ民間事業者の提案内容が，技術的観点から市が要求する性能要件を満足することが見込める内容であることを前提として，民間事業者を選定します。なお，事業者の選定は，公平性，透明性の確保の観点から，総合評価一般競争入札により行います。

現時点で計画している民間事業者の募集及び選定のスケジュールは，以下のとおりです。

① 入札公告	平成 19 年 10 月上旬
② 募集要項説明会の開催	平成 19 年 10 月上旬
③ 募集要項質疑の受付締切	平成 19 年 10 月中旬
④ 募集要項質疑への回答	平成 19 年 10 月下旬
⑤ 資格審査申請書の受付締切	平成 19 年 11 月上旬
⑥ 資格審査の実施	平成 19 年 11 月
⑦ 資格審査結果の通知	平成 19 年 12 月上旬
⑧ 技術提案書・価格提案書等の提出	平成 20 年 1 月中旬
⑨ 形式審査の実施	平成 20 年 2 月
⑩ 非価格要素及び価格審査	平成 20 年 2 月
⑪ 総合評価の実施	平成 20 年 2 月下旬
⑫ 落札者の決定	平成 20 年 2 月下旬
⑬ 契約詳細の詰め	平成 20 年 3 月以降
⑭ 仮契約締結	平成 20 年 5 月
⑮ 契約の締結	平成 20 年 6 月

2．応募者の参加資格要件

入札に参加する企業もしくは企業グループ（以下「応募者」という。）は，以下の資格要件を全て満たすものとします。また，市は応募者の資格の確認を行うために資格審査を実施します。

（１）応募者の構成

① 応募者は，Ⅰ．３に掲げる業務等を実施する予定の単独の企業（以下「応募企業」という。）又は複数の企業（以下，「構成員」という。）によって構成されるグループ（以下「応募グループ」という。）とします。なお，応募企業又は構成員は，特別目的会社に出資を行うものとします。

② 応募グループにあっては，構成員から代表となる企業（以下「代表企業」という。）を定めるとともに，当該代表企業が応募手続を行うこととします。なお，応募企業は，代表企業を兼ねることとします。

③ 応募者は，設計・施工業務，運営業務のうち主要な業務を担当する協力企業（応募企業又は構成員以外の者で，事業開始後，設計・施工業務，運営業務の一部又は全部を，市又は民間事業者から請負又は受託することを予定している者をいう。）を定めることができます。ただし，プラントの設計・施工業務を，協力企業が担当することはできません。

④ 応募者は，応募にあたり，応募企業，構成員及び協力企業を明らかにするとともに，それぞれが本事業の遂行上果たす役割等を明らかにするものとします。

⑤ 応募企業，代表企業，構成員又は協力企業の変更は認めません。但し，特段の事情があると市が認めた場合は，この限りではありません。

⑥ 応募企業，構成員又は協力企業のいずれかが，他の応募企業，構成員又は協力企業となることは認めません。

⑦ 応募企業，構成員又は協力企業のいずれかと，財務諸表等の用語，様式及び作成方法に関する規則（昭和３８年大蔵省令第５９号）第８条第３項に規定する親会社及び子会社並びに同規則第８条第５項に規定する関連会社（以下これらを総称して「関係会社」という。）に該当する各法人は，それぞれ他の応募者の構成員及び協力企業になることはできません。

⑧ 同一応募者が複数の提案を行うことは禁止します。

（２）応募者等の参加資格要件

① 共通の参加資格要件

応募企業，構成員及び協力企業は，すべて，以下の要件をすべて満たすこととします。

（ア）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第１項及び第２項各号の規定に該当しない者であること。

（イ）本市の競争入札参加資格者名簿（以下「名簿」という。）に登載されている者であること。

（ウ）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）又は会社更生法（昭和２７年法律第１７２号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていないこと（国土交通省の一般競争参加資格の再認定を受けている場合を除く。）及び民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと（国土交通省の一般競争参加資格の再認定を受けている場合を除く。）。

（エ）新潟市建設工事請負業者等指名停止要領の規定に基づく指名停止を受けていない者であること。

（オ）本事業に関する市のアドバイザー業務を受託する株式会社日本総合研究所及び同協力会社である西村ときわ法律事務所又は当該受託者及び協力会社の関係会社に該当しないこと。

② 代表企業

代表企業は，企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和 48 年 1 月 30 日大蔵省令第 5 号）第 1 条第 13 号の 2 に規定する指定格付機関における発行体に関する格付（長期，短期の区分がある格付については長期格付とする。），又は長期債に関する格付を取得しており，その取得している格付（複数の指定格付機関から格付を取得している場合にはそのいずれかの格付）が，最上位から 10 番目以内に位置すること。もしくは，市がこれに相当すると認めたものであること。

③ 本施設の建築物の設計を行う企業

応募者，構成員又は協力企業のうち，本施設の建築物の設計を行う企業は，以下の要件を満たすこととします。同一業務を複数の応募者，構成員又は協力企業で実施する場合は，少なくとも主たる業務を担う 1 社が以下の要件を満たすこととします。

（ア） 建築士法に基づく有資格者であること。

（イ） 市の競争入札参加資格者名簿の建築関係コンサルタントの登載者であること。

④ 本施設の建築物の施工を行う企業

応募者，構成員又は協力企業のうち，本施設の建築物の施工を行う企業は，以下の要件を満たすこととします。同一業務を複数の応募者，構成員又は協力企業で実施する場合は，少なくとも主たる業務を担う 1 社が以下の要件を満たすこととします。

（ア） 建設業法の建築一式工事に係る特定建設業の許可を受けていること。

（イ） 市の競争入札参加資格者名簿の建築工事の登載者であること。

（ウ） 市の競争入札参加資格者名簿の建築一式工事での総合評定値が 1,200 点以上であること。

（エ） 本施設の建築物と同種又は類似の施工実績（ごみピット等の地下構造物の施工実績を含む）を有すること。

（オ） 本工事に配置できる専任の監理技術者を有すること。

⑤ 本施設のプラントの設計・施工を行う企業

応募者又は構成員のうち，本施設のプラントの設計，施工を行う企業は以下の要件を満たすこととします。同一業務を複数の応募者又は構成員で実施する場合は，少なくとも主たる業務を担う 1 社が以下の要件を満たすこととします。

（ア） 建設業法の清掃施設工事に係る特定建設業の許可を受けていること。

（イ） 市の競争入札参加資格者名簿の清掃施設工事の登載者であること。

（ウ） 市の競争入札参加資格者名簿の清掃施設工事での総合評定値が 1,000 点以上であること。

（エ） 以下の条件を全て満たす一般廃棄物処理施設，（Ⅰ－１－(2)で指定した処理方式のうち応募者が提案する処理方式に限る）の納入実績があること。

・1 炉あたり 60t/日以上の規模を有すること。

・発電設備を有すること。

・平成 19 年 9 月 30 日時点において延べ 1 年以上の稼動実績を有すること。

・1 炉 90 日以上の連続運転の実績を有すること。

（オ） 本工事に配置できる専任の監理技術者を有すること。

⑥ 本施設の運転，維持管理を行う企業

応募企業，構成員又は協力企業のうち，本施設の運転，維持管理業務を担当する企業（運営事業者から同業務を受託する企業又は運営事業者に運転人員の派遣を行う企業）は，以下の要件を満たすこととします。同一業務を複数の応募者，構成員又は協力企業で実施する場合は，少なくとも主たる業務を担う 1 社が以下の要件を満たすこととします。

（ア） 市の競争入札参加資格者名簿の委託業務の登載者であること。

（イ） 1 炉 60t/日以上の規模で，発電設備を有し，平成 19 年 9 月 30 日時点で延べ 1 年以上の稼動実績を有する施設（Ⅰ－１－(2)で指定した処理方式のうち応募者が提案する処理方式に限る）の運転実績を有すること。

（ウ） 前項の施設での運転実績を有する専門の技術者を運営開始から 1 年以上専任で配置できること。

３．民間事業者の審査及び選定

以下の事業者選定基準及び選定方法に従い落札者を選定することとします。

（1）選定委員会の設置

市は，民間事業者の審査を専門的知見に基づいて実施するに当たって「新潟市新焼却場

施設整備・運営事業者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）を設置します。選定委員は，以下のメンバーとします。

委 員 長	藤吉　秀昭	財団法人日本環境衛生センター　理事　環境工学部長
副委員長	宮原　源治	新潟市　市民局長
委　　員	寺嶋　　均	社団法人　全国都市清掃会議　技術部担当部長
委　　員	清水　忠明	国立大学法人　新潟大学　工学部　助教授
委　　員	山口　直也	国立大学法人　新潟大学　経済学部　助教授
委　　員	野本　　修	西村ときわ法律事務所　弁護士
委　　員	鈴木　広志	新潟市　総務局長
委　　員	貝瀬　寿夫	新潟市　市民局　環境部長

なお，応募企業，構成員又は協力企業が，落札者決定前までに，選定委員会の委員に対し，事業者選定に関して自己の有利になる目的のために，接触等の働きかけを行った場合は失格とします。

（2）事業者選定基準

事業者選定基準は概ね以下のとおりを予定しています。なお，評価項目等の詳細は募集要項に示すこととします。

① 価格

・本施設の建設費

・本施設の運営費等（人件費，運転経費，維持管理費，諸経費等）

② 非価格要素

（ア）安全・安定性，信頼性

・施設の安全・安定性，信頼性をより一層高めるための特段の配慮

（イ）環境性

・環境・循環に対する配慮

（ウ）継続性

・事業期間及び終了後を含めた維持管理の考え方と対応

・事業期間終了後の対応

（エ）周辺との調和性

・既存施設，周辺環境との一体性

（オ）地域性

・地域経済への貢献度

（3）事業者選定方法

以下の手順で落札者を選定するものとします。なお，落札者の選定に当たっては，各段階の審査に関しては，選定委員会において評価・審査し，その結果を受けて，市が落札者を選定することとします。なお，評価方法等の詳細は募集要項において示すこととします。

① 第１段階：資格審査

資格審査は，応募者から提出された資格審査申請書等を基に，応募者がⅡ．２「応募者の参加資格要件」に示した要件を満たすこと及び本事業に対する基本的な考え方についての確認を行います。

以上を満たすことが確認された応募者のみ，次段階の本審査に参加できることとし、資格審査結果は応募者に対して通知します。

② 第２段階：本審査

（ア）形式審査

形式審査は，第１段階を合格した応募者から提出された技術提案書及び事業計画書について，技術提案書が技術的観点から見て市の要求する性能要件を満足するものであること，事業計画書がコストや収益の面から事業としての妥当性を有していることの確認を行うものとします。これらを満たすことが確認された応募者のみ次段階の非価格要素審査及び価格審査に進むこととします。

（イ）非価格要素審査及び価格審査

形式審査において市の要求する要件を満たした応募者を対象として，非価格要素審査及び価格審査を実施します。

非価格要素として，応募者の提案のうち，前項の選定基準に沿い選定委員会において評価を行い，点数化することとします。なお，評価に当たっては，必要に応じて応募者へのヒアリングを実施します。非価格要素の審査基準や点数化の方法等については，募集要項に示すこととします。

価格審査については，価格提案書に記載の金額が予定価格以下である場合に合格とします。価格の点数化方法については，募集要項に示すこととします。

（ウ）総合評価

総合評価は，非価格要素審査点と価格審査点を合わせて総合得点を算出し，落札者を選定します。総合評価点の算定方法等については，募集要項に示すこととします。

（4）審査結果の公表

市は，落札者の選定後，落札者及び審査結果を取りまとめて公表します。

４．応募に係る提出書類

応募者は，応募書類として，以下の書類を提出することとします。なお，各書類の詳細については，募集要項に示すこととします。

（１）資格審査申請時の提出書類

①資格審査申請書
②入札参加資格確認資料
③本事業に対する基本的な考え方

（２）資格審査合格後の提出書類

①技術提案書
②非価格要素提案書
③事業計画書
④入札（価格提案）書

５．落札後の手続き

（１）特別目的会社の設立

落札者は，特別目的会社を落札者決定後すみやかに設立することとします。

特別目的会社は参考資料②の 1.1 に示す要件を満たすこととします。 また，応募企業及び構成員以外のものからの特別目的会社への出資は認めません。

（２）補助金または交付金申請手続きへの協力

本施設は，環境省「廃棄物処理施設整備費国庫補助金」または「循環型社会形成推進交付金」の対象施設であることを想定しています。民間事業者は，市が行う補助金または交付金の申請手続き等に協力すると共に，当該補助金または交付金交付要綱等に適合するように本施設の設計・施工業務，関連資料の作成を行うこととします。

（３）契約詳細の詰め

市と落札者は，特定事業契約締結のために契約内容の詳細の詰めを行うものとします。

６．著作権

応募資料の著作権は，応募者に帰属することとしますが，審査結果の公表において必要な場合，市は，必要な範囲において公表等を行うことができるものとします。

７．費用負担

応募申込みに係る経費は，応募者の負担とします。

III．民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

１．想定されるサービスの水準・仕様

民間事業者は，募集要項等及び提案内容に基づく諸条件を踏まえて，本事業の募集要項に示す本施設等の機能（性能要件）が十分，発揮できるよう，設計・施工業務及び運営業務を行うこととします。

２．想定されるリスク及び分担

（１）基本的な考え方

本事業におけるリスク分担の考え方は，当該リスクを最も良く管理可能な者がリスクを適正に分担することにより，より低廉で質の高いサービスの提供ができるというものです。設計・施工業務，運営業務に伴うリスクは，原則として建設請負事業者又は運営事業者のいずれかが負担するものとしますが，市が分担すべき合理的な理由があるリスクについては，市がリスクを負うこととします。

（２）想定されるリスクの分担

市と民間事業者のリスク分担は，原則として参考資料①「事業に係るリスク分担」の表によるものとし，特に重要なものについては参考資料②「主要な契約条件」に示します。

なお，その内容については，募集要項において示すこととしますが，参考資料に示す内容は今後変更される可能性があります。

３．市による事業の実施状況の監視

（１）設計・施工段階

建設請負事業者は，設計・施工業務に係る図書を市へ提出し，市の承諾を受けることとします。

また，設計・施工業務の進捗状況について，市に定期的に報告し，承諾を受けることとします。なお，市は，必要に応じて，建設請負事業者に対して進捗状況についての報告を求めることができるものとします。

建設請負事業者は，本施設の設計・施工の進捗に併せて，試運転及び引渡性能試験に関する計画書を市に提出し，市は同計画書の承諾を行います。引渡性能試験は市の立会いのもと，性能保証項目について実施するものとします。引渡性能試験実施時の環境計測等は，建設請負事業者の負担において，法的資格を有する第三者機関が実施することとし，ダイ

オキシン類の分析は，国が行う精度管理指針に基づき適切に精度管理が行われ計量法に基づく認定を受けている機関が実施することとします。

また，業務の監視により，設計・施工業務の実施状況や結果が契約や要求水準書等で定められた条件を満たしていないと判断される場合には，市は建設請負事業者に改善を要求し，当該事業者は必要な措置を講じるものとします。

（2）運営段階

市は，運営事業者による運営業務の状況が要件を満たしていることを確認するために，運営業務の監視を行います。監視は，運営委託契約で定められた頻度，方法に従って行うものとし，必要に応じて本施設への立ち入りを行います。

監視に当たっては，施設に備えられた測定機器を用いた計測により得られたデータ等を用います。また，必要に応じて，市は自らの負担で，本施設に係る追加の計測・分析を行うことができるものとします。その他，市は必要に応じて周辺環境モニタリングを行い，本施設の周辺環境への影響を調査することができるものとします。

また，本施設の運営業務の監視により，本施設が運営委託契約で定められた運営状態を満たしていない，又は，運転性能を十分に発揮していないと判断される場合には，市は運営事業者に改善を要求し，運営事業者は，必要な措置を講じるものとします。

（3）運営期間の終了段階

運営期間終了時には，市は運営事業者から提示された維持管理計画の実施状況を確認し，運営事業者による本施設の機能検査等の結果を踏まえて本施設の現状確認を行い，施設が適切な状況となっていることの確認を行います。

運営事業者は，運営期間終了時に事業計画等に定めた施設性能が維持されていることにつき，市より承諾を受けた上で，引継業務を行うものとします。

Ⅳ．公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

１．施設の立地条件

（1）事業用地

新潟市笠木 3644 番地 1（新田清掃センター内）

参考資料③「位置図」参照

（2）敷地面積及び配置

約 40,000㎡（うち，事業用地は約 12,800㎡）

参考資料④「全体配置図」参照

（３）施設規模

360t/日（120t/日×3 炉）

（４）土地利用規制

都市計画区域：市街化調整区域
用途地域　　：指定なし
防災地区　　：指定なし
高度地区　　：指定なし
建ぺい率　　：60%以下
容積率　　：200%以下
都市施設　　：ごみ処理場

（５）その他

事業用地の周辺道路，敷地状況，地質の概要，周辺概要等については，募集要項に示すこととします。

Ⅴ．事業計画又は協定の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合，市と民間事業者は誠意をもって協議するものとし，協議が整わない場合は，特定事業契約に規定する具体的措置に従うものとします。

また，契約に関する紛争については，新潟地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

Ⅵ．事業の継続が困難になった場合における措置に関する事項

運営事業者においては，平成 24 年 4 月 1 日に施設が供用開始され，運営委託契約に規定される条件に基づいて平成 44 年 3 月 31 日まで運営が適切に継続される必要があります。このため，運営委託契約には，運営期間中に事業の継続が困難になった場合（運営事業者の経営破綻，又はその懸念が生じた場合等）の責任の所在及び対応方法を明文化し，その規定に従い対応することとします。

特に，運営事業者がその責に帰すべき事由により債務不履行に陥った場合において，運

営事業者が再び事業を継続することが事実上不可能と認められる場合を除き，市は運営事業者に一定の回復期間を与えて，運営事業者の事業遂行能力の回復を待つこととします。

ただし，公共サービスの重大な遅延等が懸念される場合，又は，運営事業者の事業遂行能力の回復が不能であると判断される場合には，市は，運営事業者との運営委託契約を解除し，施設の運営に当たる新たな民間事業者を選定することとします。

Ⅶ．法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

１．法制上及び税制上の優遇措置等に関する事項

本事業については，民間事業者に対して，法制上及び税制上の優遇措置等は行いません。

２．財政上及び金融上の支援等に関する事項

本事業については，民間事業者に対して，財政上及び金融上の支援等は行いません。

３．その他の支援に関する事項

事業実施に必要な許認可に関し，市は必要に応じて協力します。また，法改正等により，その他の支援策等が適用される可能性がある場合には，市と民間事業者で協議により対応策を検討することとします。

Ⅷ．その他特定事業の実施に関し必要な事項

１．議会の議決

特定事業契約の締結に当たっては，市議会の議決を得るものとします。

２．実施方針に関する問い合わせ先

（１）実施方針に関する意見・質問の受付

本事業に関する問い合わせ先は，下記のとおりとします。また，本実施方針に関する意見，質問がある場合は，添付の「実施方針に関する意見・質問書」を郵送又は電子メールにより，下記の期間内にご提出下さい。なお，電話等による問い合わせには応じませんので留意してください。

また，事業用地等への見学等について，ご要望に応じて対応します。

（意見・質問書の提出先）

下記の（４）問合せ先

（意見・質問書の提出期限）

平成 18 年 5 月 26 日（金）17:00 まで

（2）実施方針に関する意見・質問への回答

意見・質問書に対する回答は下記期限までに市のホームページにおいて公表します。なお，提出のあった意見，質問に関しては，本事業に直接関係するものについてのみ回答を行うものとし，全ての意見，質問について回答するとは限りません。

（意見・質問への回答公表期限）

平成 18 年 6 月 16 日（金）17:00 まで（予定）

（3）実施方針の変更

実施方針の公表後，意見・質問を踏まえ，特定事業の選定までに，実施方針の内容を見直し，変更することがあります。

（4）問合せ先

新潟市市民局環境部廃棄物政策課　新焼却場建設室

住　　所：〒951-8550　新潟市学校町通一番町 602 番地 1

E-mail：haisei@city.niigata.lg.jp

ホームページ：http://www.city.niigata.niigata.jp

参考資料①

事業に係るリスク分担

期　間	リスク項目		概　要	分担	
				市	民間事業者
全期間	制度関連	制度・法令変更	関係法令・許認可の変更等に係るリスク	○	
		税制変更	民間事業者の利益に課せられる税制度の変更(例：法人税率等の変更)，新税の設立に伴うリスク		○
			上記以外の税制度の変更，新税の設立に伴うリスク	○	
		政治	政策方針の変更による操業中止，コスト増大リスク	○	
		許認可取得	民間事業者が取得すべき許認可の遅延リスク		○
		交付金等	民間事業者の事由により予定していた交付金額が交付されないリスク又は民間事業者の事由により交付金の交付が遅延し，事業開始が遅延するリスク		○
			その他の事由により予定していた交付金額が交付されないリスク又はその他の事由により交付金の交付が遅延し，事業開始が遅延するリスク	○	
	社会環境	住民対応	民間事業者が実施する業務に起因する住民対応に係るリスク		○
			住民対応に伴う計画遅延・仕様アップ・管理強化による操業停止・コスト増大のリスク	○	
		第三者賠償	民間事業者が実施する業務に起因して発生する事故，施設の劣化など維持管理の不備による事故等に対する賠償リスク		○
		環境保全	民間事業者が実施する業務に起因する有害物質の排出，騒音，振動等の周辺環境の悪化及び法令上の規制基準不適合に関するリスク		○
	物価変動		インフレ／デフレ（物価変動）に係る費用増大リスク（一定の範囲内）		○
			インフレ／デフレ（物価変動）に係る費用増大リスク（一定の範囲を超えた部分）	○	
	資金調達		民間事業者における本事業実施に際して必要とする資金の調達に係るリスク		○
			市において本事業実施に際して必要となる資金の調達に係るリスク	○	
	金利変動		金利上昇に伴う民間事業者における資金調達コストの増大リスク		○
			金利上昇に伴う市における初期投資に係る資金調達コストの増大リスク	○	
	不可抗力		天災等の不可抗力によるリスク	○	
	債務不履行		民間事業者の事由による事業破綻，契約破棄，契約不履行のリスク		○
			市の事由による事業破綻，契約破棄，契約不履行のリスク	○	
計画段階	測量・調査		民間事業者が実施した地形・地質等現地調査の不備に伴う計画・仕様変更によるコスト増大リスク		○
			市が実施した地形・地質等現地調査の不備に伴う計画・仕様変更によるコスト増大リスク	○	
	設計		民間事業者の設計ミス等による設計の変更，遅れによるコスト増大リスク		○
			市の提示条件，指示の不備，市の要求に基づいた変更によるコスト増大リスク	○	
	計画変更・遅延		市の事由による計画変更，遅延によるコスト増大リスク	○	

期　　間	リスク項目		概　　要	分担	
				市	民間事業者
建設段階	建設	工事遅延	資材調達，工程管理等の事業者の事由による工事遅延によるコスト増大リスク		○
			市の指示等の市の事由による工事遅延によるコスト増大リスク	○	
		工事費増大	民間事業者の事由による工事費等の増大リスク		○
			市の提示条件不備及び指示による工事工程，工事方法の変更による工事費増大リスク	○	
		既存施設への影響	民間事業者側の事由により既存施設の運営に影響を及ぼすリスク		○
		試運転・引渡性能試験	試運転・引渡性能試験の結果，契約で規定した要求性能未達によるコスト増大，遅延リスク		○
			試運転・引渡性能試験に要するごみの供給等のリスク	○	
運営段階	運営	ごみ量・ごみ質	搬入する一般廃棄物等のごみ量・ごみ質が契約で規定した範囲を著しく逸脱した場合のコスト変動リスク	○	
		性能未達	施設が契約に規定する仕様及び性能の達成に不適合で，改修が必要となった場合のコスト増大リスク		○
		施設瑕疵	事業期間中における施設瑕疵に係るリスク		○
		運営コスト・運転停止	設備機器の運営・維持管理の基準未達によるコスト増大，運転停止リスク		○
			受入廃棄物に処理不適物が混入していた場合のコスト増大，運転停止リスク（民間事業者の善良なる管理者の注意義務違反の場合）		○
			受入廃棄物に処理不適物が混入していた場合のコスト増大，運転停止リスク（民間事業者の善良なる管理者の注意義務を持っても排除できない場合）	○	
			その他の運営不備によるコスト増大，運転停止リスク		○
		施設破損	事故・火災等による修復等に係るコスト増大リスク		○
		既存施設への影響	民間事業者の事由により既存施設の運営に影響を及ぼすリスク		○

参考資料②

主要な契約条件

１．基本契約

１．１　特別目的会社の設立

・民間事業者は，本事業の業務の一部である本施設の運営業務を担当させるために，事業会社たる特別目的会社（以下，運営事業者）を株式会社として設立する。

・運営事業者の設立及び運営に関し，運営事業者の株主が締結する株主間契約が，次の各号に定める事項を満たすこと。

（１）運営事業者の本店住所地を新潟県新潟市とすること。

（２）応募グループの代表企業の議決権付普通株式の保有割合が，設立時から事業期間を通じて 100 分の 50 を超えるものとすること。

（３）応募グループのうち，プラントの設計・施工を行う企業の議決権付普通株式の保有割合が，設立時から事業期間を通じて 100 分の 20 を超えるものとすること。

（４）代表企業は，本施設の引渡日から事業期間を通じて運営事業者の資本金を一定額以上維持すること。

（５）運営事業者の定款において，会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 326 条第 2 項に従い監査役並びに会計監査人の設置を定め，会計監査人の監査を受けた財務書類を市に提出すること。

（６）運営事業者の株主は，市の同意なくして運営事業者の株式の譲渡，これに対する担保権の設定その他の処分を行わないこと。

１．２　代表企業の保証

・　運営事業者による本施設の運営の不具合により市が被った損害は，運営事業者が賠償するが，代表企業は，当該債務を保証すること。

２．建設請負契約

２．１　履行保証

- **建設請負事業者は，自らの帰責事由により本契約が解除された場合に，市が他の民間事業者を公募・選定するために要する費用に相当する金額の契約保証金又はこれに代わる担保を市に差し入れる。なお，契約保証又はこれに代わる担保等の額については，募集要項において示す。**
- **建設請負事業者が，本契約に基づいて市に対し損害金，賠償金又は違約金を支払うときは，市は，前項に規定する契約保証金又はこれに代わる担保等をもって，これに充当するものとし，なお不足があるときには追徴するものとする。**

２．２　引渡しの遅延

- **試運転を含む設計及び施工業務が遅延し，本施設の引渡しが使用開始予定日より遅延する場合は，建設請負事業者は，遅延損害金を支払わなければならない。なお，遅延損害金の額の決定方法等の詳細については，募集要項において示す。**

２．３　瑕疵担保責任

- **市は，本施設に瑕疵があるときは，建設請負事業者に対して相当の期間を定めてその瑕疵の修補を請求し，又は修補に代え，若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。**

２．４　性能保証責任

- **性能保証期間中に本施設が性能保証事項を満たすことができなくなった場合には，建設請負事業者は，直ちにこれを修補し，必要な作業を行うとともに，市に生じた損害及び追加費用を賠償しなければならない。ただし，次の事由に起因する瑕疵又は損害若しくは追加費用については責任を負わない。**

（１）不可抗力

（２）その他建設請負事業者の責に帰さない事由

２．５　事前準備

- **建設請負事業者が実施する本施設の試運転及び引渡性能試験において，本施設の運転業務については，運営事業者がこれを建設請負事業者から受託して行う。**

３．運営委託契約

３．１　契約保証金

- **運営事業者は，運営事業者の帰責事由により本契約が解除された場合に，市が他の**

民間事業者を公募・選定し，本施設を再び稼動させるために要する費用（代替処理費用を含む）に相当する金額の契約保証金又はこれに代わる担保を市に差し入れる。なお，契約保証又はこれに代わる担保等の額については，募集要項において示す。

- 運営事業者が，本契約に基づいて市に対し損害金，賠償金又は違約金を支払うときは，市は，前項に規定する契約保証金又は，これに代わる担保等をもって，これに充当するものとし，なお不足があるときには追徴するものとする。

３．２　違約金

- 市は，運営事業者の帰責事由により本契約が解除された場合，他の民間事業を公募・選定し，本施設を再び稼動させるための費用（代替処理費用を含む）として，運営事業者に対して違約金を請求することができる。なお，違約金の額は募集要項において示す。

３．３　本施設の維持管理業務

- 本施設のプラントの維持管理業務については，運営事業者が本施設の設計・施工を行った企業に，事業期間中，固定額で委託するものとする。
- 建設請負事業者は，応募の段階で提出が求められる「運営期間中の施設の維持管理計画」（以下「維持管理計画」という。）及びこれを前提とした「施設の完成から３０年間にわたる施設の維持管理の考え方」（以下「維持管理の考え方」という。）を実行するための，事業期間全般を対象とした運営マニュアル（以下「運営マニュアル」という。）を提出し市の承認を受ける。維持管理計画及び運営マニュアルの承認は引渡しの条件とする。
- 市と運営事業者は，維持管理計画及び維持管理の考え方に基づき，毎年度，本施設の維持管理の内容について協議する。また，市は維持管理の状況を確認し，必要に応じて維持管理計画及び維持管理の考え方，運営マニュアルを本施設の現状に即した内容に改定するよう求めることができる。
- 運営事業者は事業期間終了後も本施設が要求水準に示した機能を維持できるよう，維持管理計画を策定し，これを実行する。市は，本施設の機能を事業期間終了後５年間にわたり維持するための説明を求め，必要に応じ，維持管理計画の改訂並びに適切な維持管理を求めることができる。
- 維持管理が適切に行われないことにより本施設の性能が低下し，又は停止し，市に損害が生じた場合，運営事業者は，市が受けた損害を賠償する。

３．４　本施設における一般廃棄物等の受入れ等

- 市は，搬入する一般廃棄物等の性状が今後公表する計画ごみ質（以下「計画ごみ質」）に近いごみ質を確保するべく広報，啓発活動を行う。

- 市は，一般廃棄物等を運営事業者の指定する受入場所まで搬入する。
- 本施設に搬入される一般廃棄物等のごみ質が計画ごみ質の範囲内にとどまっている限り，市は，一般廃棄物等のごみ質を原因とする運営費の見直しその他費用の負担を請求されない。
- 本施設に搬入される一般廃棄物等のごみ質が計画ごみ質から逸脱していることが判明した場合，市は，必要に応じて運営事業者と対応等について協議する。

３．５　処理不適物の取扱い

- 運営事業者は，搬入された一般廃棄物等のうち，新潟市廃棄物処理施設受入基準を基に処理することが困難又は不適当と考えられるものについては，市の了解をもって処理不適物と位置付けることができる。
- 運営事業者は，受入供給設備において目視検査等を行い，受入れた廃棄物等の中に処理不適物がないことを確認するよう努め，処理不適物が確認された場合には搬入者に返却する。
- 運営事業者は，受入れた廃棄物等内に処理不適物が確認された場合には，処理不適物を排除しなければならない。
- 市は，廃棄物等の搬入者に対して広報・啓発活動等を行うことにより，処理不適物の混入を未然に防止するように努める。
- 運営事業者は，排除した処理不適物を，処理不適物貯留設備に貯留し，市が指定した場所まで運搬する。運営事業者が運搬した処理不適物は市が処分する。
- 処理不適物の混入が原因で本施設の運転に故障等が生じ，当該故障等の修理のために費用が発生するときは，運営事業者がその費用を負担する。但し，善良なる管理者の注意義務を尽くしても当該処理不適物を排除することが出来なかったことを運営事業者が明らかにした場合は，市が当該費用を負担する。

３．６　飛灰等の取扱い

- 運営事業者は，飛灰及び溶融不適物などの発生量を抑制することとする。本施設外で処理する必要のあるものについては，運営事業者が貯留設備に搬入・貯留した上で，市が指定する場所まで運搬し，市は運搬された当該廃棄物等を処理する。

３．７　副生成物の取扱い

- 処理に伴い発生するスラグ，メタル等の副生成物について，民間事業者は，応募段階に有効利用が可能な量の提案を行い，最低限，その量を引き取ることとする。なお，有効利用ができない量については市が引き取り，民間事業者は市に処分費を支払うものとする。

３．８　電力等の取り扱い

- 運営事業者は破砕施設及び余熱利用施設に運営期間を通じて安定した電力を供給するために、電気事業者と電力供給に係る契約を締結し，または締結せしめ，運営事業者が当該契約に関わる費用を負担する。
- 運営事業者は、本施設を運転することにより発生する余熱を利用して発電を行い，本施設の所内での利用，自らないしは市が認めた事業者をもって行う破砕施設及び余熱利用施設への供給，電気事業者への売電を行うことができる。
- 運営事業者は本施設で発電される電力，及び本施設で発電される電力に関わる新エネルギー等電気相当量（以下「RPS 証書」という）を第三者に対して販売することができ、販売に係る収入は運営事業者に帰属する。運営事業者は電力及び RPS 証書の販売先について毎年度市に報告する。
- 破砕施設及び余熱利用施設の電力使用量に変更が生じた場合は，運営委託契約の内容を変更する。
- 市は運営事業者と破砕施設及び余熱利用施設の電力利用計画について協議する。市及び運営事業者は、電力利用計画と実際の消費電力量に乖離があった場合，自ら立証することにより他方の当事者に電力料金の精算を求めることができる。
- 運営事業者は，余熱利用施設に対して蒸気を供給し，破砕施設に対して防爆用の蒸気を供給するものとし，市は当該蒸気を無償で利用することができる。
- 本施設の停止時においては，運営事業者は，余熱利用施設及び破砕施設に対して蒸気を供給する必要はない。

３．９　事業期間終了時の取り扱い

- 市は事業期間終了の 5 年前から事業期間終了後の本施設の運営方法について検討する。建設請負事業者及びプラントの設計･施工を行った企業は市の検討に協力する。
- 市は事業期間終了後の本施設の運営を自ら実施する，ないしはこれについて公募により事業者を選定すると判断した場合，運営事業者または建設請負事業者は以下の事項に関して協力する。
  - ①　市が所有する資料の開示
  - ②　新たな運営事業者による施設及び運転状況の視察
  - ③　その他新たな運営事業者の円滑な業務の開始に必要な支援
- 市が事業期間終了後の本施設の運営を公募に供することが適切でないと判断した場合，運営事業者は本施設の運営の継続に関して市の協議に応じる。市が運営事業者と事業期間終了後の運営の継続について協議する場合，事業期間終了後の運営業務に関する委託費は運営期間中の委託費に基づいて決定する。運営事業者はこのために，運営期間中の財務諸表ならびに以下の項目に関する費用明細等を提出する。
  - ①　人件費

② 運転経費
③ 維持管理費
④ 調達費

- 市は，性能要件の満足を確認するため，施設の機能確認，性能確認を実施する。
- 事業期間にかかわらず，施設の機能確認，性能確認に合格することを事業契約終了の条件とする。
- 運営事業者は，事業期間終了後１年の間に，本施設に関して運営事業者の維持管理等に起因する性能未達が発生した場合には，改修等必要な対応を行う。